

令和4年所得申告相談に向けた経費等事前計算会について

田子町では、令和4年所得申告相談を下記のとおり実施します。

令和2年所得申告相談までは、ご自身で経費等計算が不安な方むけに申告会場内で農業や営業の収入、経費、医療費控除等の計算を担当者がお手伝いしておりましたが今年も昨年と同様に、コロナウイルス感染症対策(申告者の会場滞在時間短縮)として、

所得申告会場内での計算の受付を停止させていただきます。

そのため、ご自身で経費等計算が不安な方むけに以下のとおり役場にて事前計算会を行いますので、ご予約のうえぜひご利用ください。

日程

- 期 間：令和4年1月7日(金)～2月8日(火) (土日祝日は除きます)
9時～15時
- 対象者：ご自身で経費等計算が不安な方(医療費控除等の計算も含みます)
- 申し込み方法：混雑回避のため、あらかじめ希望日当日の正午までに役場税務課へお電話でご予約をお願いいたします。
※ご予約状況により、ご希望に添えかねることもございますのでご了承ください
- 用意するもの：当用紙、売り上げが分かる書類、経費として支払った領収書、病院から発行された領収書等
- 会 場：役場第2会議室または第3会議室
※ご来庁の際は、税務課窓口へお声がけください。
また、入口での検温・消毒およびマスクの着用をお願いいたします。

☆医療費控除の計算をご自身でされる方へ

計算をされる際は、①人ごと、②病院・薬局ごとの順でお願いいたします。
詳細は、12月全戸配布の医療費控除の明細書【内訳書】をご覧ください。

今年の確定申告もマイナンバーが必要になります。所得申告相談には必ずマイナンバーカードをご持参ください。

※個人番号を書いたメモでは受付できませんのでご注意ください。

マイナンバーカードをお持ちの方は・・・

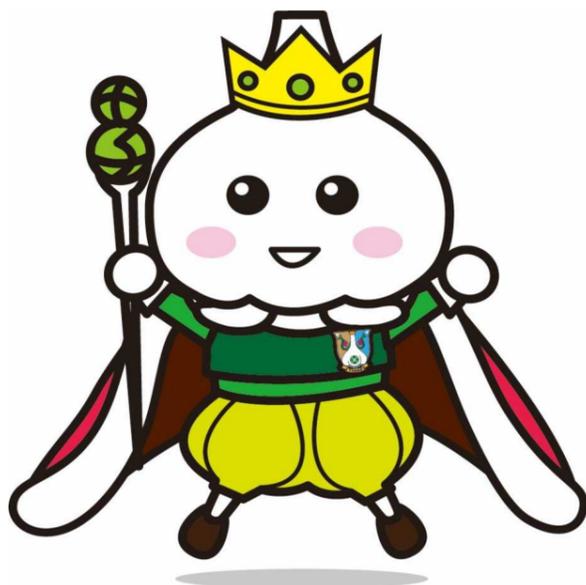


マイナンバーカードのみで可

マイナンバーカードをお持ちでない方は・・・



所得申告相談期間を迎える前に経費等の計算をしておきましょう！



ご予約・お問い合わせ先
田子町役場 税務課税務グループ
TEL:0179-20-7112(直通)
(開庁時間 8時15分～17時)

※ 裏面もご覧下さい ※

この紙は大事な資源物です。
雑紙収集